

3面からつづき

オリンピック・パラリンピックに向けた環境を整備

「江東区スポーツ推進計画」に基づき、スポーツに親しめる環境の充実、ならびにオリンピック・パラリンピックの中心地として、誇りあるスポーツ環境の整備を着実に進めます。

特に障害者スポーツの普及振興を重点に取り組むため、2020年のパラリンピック大会出場を目指すパラカヌー選手輩出事業を引き続き実施するとともに、区内在住の障害者スポーツ選手に対し、一部国際大会への遠征費を補助します。

また、「(仮称)障害者スポーツフェスティバル」や障害者スポーツの指導員養成講習会を開催するなど、障害者および障害者スポーツの理解を促進し、4年後のパラリンピックに向け気運醸成を図っていきます。

観光振興については、平成28年度から5か年を期間とする「江東区観光推進プラン(後期)」に基づき、江東区観光協会と連携して、「住み続けたいまち江東」「何度訪れても楽しめるまち江東」を実現していきます。



▲パラカヌー選手を育成

男女共同参画社会の実現

本年3月に策定する、女性活躍推進法の施行など新たな課題を取り込んだ「男女共同参画KOTOプラン」改定版に基づき、社会状況の変化に即した施策を総合的かつ計画的に推進します。

ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

がん対策の充実

本区において、がんは死因の第1位であり、がん対策は重要な課題です。「がん対策推進計画」に基づき、引き続き、積極的な施策の展開を図

り、生活習慣病の予防およびがんの早期発見など、がん対策の充実に取り組めます。

また、食の安全確保については、11月に開場する豊洲市場および周辺の暫定活用が予定されている施設への監視指導を重点的に行うなど、食品に関する事件・事故の発生防止に努めます。

妊娠・出産への支援

妊娠出産支援事業としては、育児の孤立化を防止し、出産や育児についての不安を軽減するため、全妊婦への面接やショートスティなどの産後ケアを提供するなど、妊娠期から産後における切れ目のない支援を行います。また、東京都が実施する不妊治療費の助成事業に、区独自の助成を上乗せし、不妊に悩む夫婦への支援も進めていきます。

高齢者施策・障害者施策・福祉施策の充実・強化

高齢者施策については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、可能な限り住みなれた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援および住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。また、介護予防・日常生活支援総合事業により、効果的な介護予防と多様な生活支援サービスの実施により、地域社会全体で高齢者を支える柔軟な体制を整えます。

障害者施策については、本年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者差別に関する相談窓口の設置、区民、事業者等への周知・啓発に取り組めます。

福祉施策については、生活保護制



▲4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタート

度の適切・適正な運用と、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談窓口を活用するとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の生徒等を対象とする学習支援事業を充実します。

住みよさを実感できる世界に誇れるまち

優しい思いやりのあるまちづくりの推進

本年2月1日から江東区、千代田区、中央区、港区の4区によるコミュニティサイクルの相互乗り入れ実験を開始しました。今後は、平成30年度までに区内全域に拡大していきます。

「オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を踏まえ、ハードの整備だけではなく、優しく思いやりのある心を育てる、心のユニバーサルデザインを推進し、世界に開かれた江東区を目指します。

また、視覚障害者のホーム転落事故を防止するため、鉄道事業者が行う内方線付き点状ブロック整備の費用を一部助成するなど、鉄道駅のバリアフリーを推進し、人にやさしいまちづくりをしていきます。



▲コミュニティサイクル実証実験

住まいの安全・安心を確保

区営住宅においては、老朽化による事故等を防ぐとともに、予防保全的な維持管理を行い、耐久性の向上を図っていきます。また、既存住宅の適正な維持管理支援については、区民ニーズやマンション実態調査の分析結果を踏まえ、良好な住環境整備のため、一層の支援を行っていきます。

民間建築物の耐震化促進については、耐震診断完了物件に対し、耐震改修の働きかけを強め、まちの安全性向上に努めます。

また、区道の無電柱化については、来年度、オリンピック・パラリンピ

ック会場周辺路線となる、東雲および辰巳地区において、工事に着手します。

道路、橋梁の改修等については、東日本大震災により被災した新木場地区の道路が、来年度で道路の復旧工事を完了する予定です。

また、橋梁の改修は、「江東区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、来年度は、引き続き三島橋の架替、中川大橋の改修を進めるとともに、雲雀橋の改修に着手します。

自転車対策については、「江東区自転車利用環境推進方針」に基づき、自転車安全教室の対象拡大や自転車通行環境整備など、安全で快適な自転車利用環境の構築を進めていきます。

長期計画の実現に向けて

地域の課題を協働で解決

協働の取り組みを一層推進するため、協働のプロセスの理解と市民活動団体との連携促進を図るとともに、コミュニティ活動支援サイトの活用による市民活動団体の情報発信の支援をしていきます。

ホームページリニューアル

行政情報を伝える媒体の充実・強化を図りつつ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、区の魅力を積極的に国内外に発信するため、本区のホームページをリニューアルします。

また、区議会の省資源化を図る取り組みとしたペーパーレス会議導入のため、タブレット端末の予算計上をしました。

長期計画の着実な推進

江東区行政改革計画を着実に推進し、外部評価を活用した事業見直しや新たな施策の創出などを通し、長期計画の着実な推進を図っていきます。

50万区民の信頼と負託に応えて

本区の大きな転換期となる2020年東京オリンピック・パラリンピックまで、いよいよ、あと4年となりました。今後も50万区民の信頼と負託に、意欲・スピード・思いやりを持って応え、基本構想が目指す未来の江東区づくりにまい進します。

東日本大震災から5年
いつ起こるか分からない大地震に備え
家具類の転倒防止対策を

大地震が発生すると、家具の転倒やガラス片の飛散が、けがの大きな要因となります。これらの被害は、転倒防止器具や飛散防止フィルムの取り付けなどの事前の対策により防ぐことが

できます。この機会に、ご家庭や事業所の防災対策に取り組んでください。
☎ 防災課災害対策係
☎ (3647)9587

安心して通れる道路を目指して
道路占用ルール

区道、都道などの「公道」は、誰もが安心して利用できるように整備されています。しかし、道路上に置かれた物件が交通上支障となったり、事故の原因となったりする事があります。

申請の方法は、区ホームページをご覧ください。道路占用係までお問い合わせください。
☎ 道路課道路占用係
☎ (3647)9689

「道路占用許可」の対象となる施設は道路法で限定されており、のぼり旗、立看板、自動販売機などは交通安全上の支障となるため、道路上に設置することはできません。

また、道路上に店の看板や商品を並べると、植木鉢、プランターなどの私物を置くことは、歩行者等の通行の妨げになりますので、自主的に撤去してください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
☎ 施設保全課監察係
☎ (3642)5094

道路は大切な共有財産です。みんなでルールを守りましょう。

また、道路上に店の看板や商品を並べると、植木鉢、プランターなどの私物を置くことは、歩行者等の通行の妨げになりますので、自主的に撤去してください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
☎ 施設保全課監察係
☎ (3642)5094

道路占用許可申請を忘れずに

看板や日よけ等は、路面からの高さや大きさなど一定の基準を満たしていれば道路占用許可を受けることができます。また、表示面積5㎡以下の家用看板は、道路占用料が所定の手続きにより減免される場合があります。道路占用物件の設置基準や